

残業規制をめぐる動きを解説！

「働き方改革」対応セミナー

◎日時：平成29年7月25日（火）13:30～15:30

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

「働き方改革」、今テレビや新聞に、毎日のように出てくる言葉です。そしてその中でも、「残業削減」「過重労働対策」が、大きくクローズアップされています。

これまでも残業は、社員の家庭との両立の面でも、心身の健康を保つためにも、またもちろん人件費を考えると、歓迎されるものではありませんでした。けれども、「急な仕事が入った」「人がいない」などの理由で、法律に合わない長時間労働がおこなわれてきた実態がありました。

しかし、これからは今までのようにはいきません。過労自殺の事件をきっかけに、今、国が推し進めている「働き方改革」において、この「残業削減」「過重労働対策」が重点項目となっているのです。残業の限度時間が定められ、しかもそれが守られない場合には「罰則」がつくというこれまでにない厳しい内容が、国会で審議されていきます。

今回のセミナーでは、「働き方改革」の本質、および「働き方改革」を見据えて企業が何をすればよいのか、を、わかりやすく説明します。法律違反で罰せられるなどということのないよう、また「過重労働でブラック企業」などと言われたいためにも、手を打っていきましょう。

＜当日お話しする主な内容＞

1. まずは「働き方改革」を理解する

「働き方改革」とは？

「働き方改革」が目指すもの

「働き方改革実行計画」の内容を説明

2. 「残業規制」をめぐる動き

45時間、80時間、100時間、720時間 の意味するもの

労働基準監督署の調査が変わった

労働基準監督署の調査で指摘されること

書類送検されると企業名を公表、採用にも支障が

3. 「残業削減」に向けての具体的な対応

意外に理解されていない36協定の基本と特別条項のつくり方

36協定、これからは「とりあえず出しておく」ではNG

残業削減を考えたこれからの変形労働時間制

残業削減への取り組み事例

残業削減の、労働者の家計への影響とその緩和

ポイントとなる、管理職の意識改革と管理職への教育



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事研究所代表 賃金コンサルタントとして北見昌朗氏に師事、中小企業にピッタリの賃金管理を提案している。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをとった労務管理こそが大切と考えている。

裏面の情報もぜひご確認の上、参加をお決めください↓

■ 労働基準関係法違反で書類送検の企業名を、厚生労働省がHPで公表開始 ■

2017年5月10日より、厚生労働省では、違法残業をはじめ労働関係法令に違反した疑いで書類送検された企業の社名の公表を、同省のホームページ(HP)で始めています。今後は、全国の労働局がHPで公表した内容をまとめて、厚生労働省のHPに一括して掲載することになりました。

当日さっそく公表したのは、全国の労働局が昨年10月以降に労働基準法違反などの疑いで書類送検した約330の企業名、事業場名、違反した法令や内容、書類送検した日など。今後は、月に一度、内容を更新する、となっています。公表期間は書類送検した日から約1年、ただし期間中に違法状態を改善した企業の社名はHPから削除するということです。

これまで厚生労働省は各都道府県の労働局に対し、企業を書類送検したら公表するよう通達していましたが、実際は報道機関に資料を配布するだけの労働局が大半で、企業名をHPで公表する労働局は大阪、岩手など7カ所だけでした。けれども今後は、書類送検したすべての企業名を各労働局のHPで公表するとともに、厚生労働省のHPでもとりまとめて掲載することになりました。このような方針は、電通で新入社員が過労自殺した事件を機に、昨年末にまとめた過労死防止の緊急対策に盛り込まれたものです。

国が本気の取組を始めた「働き方改革」、ここに企業としてどう取り組んでいくのか、今こそ真剣に向き合わなければなりません。

【開催日】平成29年 7月25日(火) 13:30 ~ 15:30

【会場】浜松労政会館 (浜松商工会議所 7階)

【受講料】1名様 5,400円 税込 (顧問先様は無料)

【定員】20名様 (申込順) (同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております)

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受付：ファックスをいただきますと受講票(及び、有料となる場合は請求書)をお送りします。
万一、お申し込み後1週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会(053-436-1033)までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払(有料の場合)：請求書に記載の口座に開催日の5日前までにお振込みをお願いします。

7/25働き方改革申込 FAX: 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	〒 所在地
Tel	Fax
フリガナ ご参加者名	(役職)
フリガナ ご参加者名	(役職)

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

*お預かりしました個人情報は、西遠労務協会HP(<http://www.seienroumu.com>)上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。

*お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。

*ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。